

直接搬入ごみ・大型ごみ戸別収集の処理が 令和4年10月から有料になります



廃棄物対策課 ☎ 65-1252

全国的には、施設への直接搬入ごみや大型ごみ収集は有料が一般的ですが、市ではこれまで無料で処理してきました。しかし、ごみ量は全国や愛媛県の平均より多く、さらに増加傾向で差が広がっている状況です。このままでは、今後、ごみ

処理にかかる負担は増大していくばかりです。

ごみを減らすことによって処理経費を削減し、持続可能なごみ処理を実現するため、今回、家庭ごみの一部を有料化し、ごみの減量に改めて取り組んでいきます。

有料となるごみ処理方法



①直接施設へごみを運び入れる。



清掃センター



最終処分場

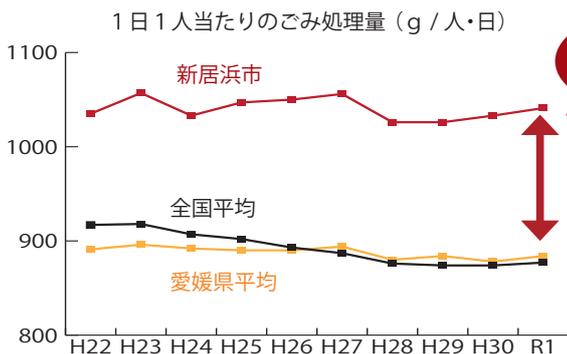


②市の大型ごみ戸別収集事業を利用する。

※ 10月以降は、**手数料券**を購入して持参しないと施設にごみを持ち込むことができなくなります。また、大型ごみでは**手数料シール**を貼っていないものは収集できなくなります。

Point 1 全国・県平均よりも ごみの排出が多い！

市では、全国や愛媛県の平均と比べ、1人1日当たり150g、茶わん一杯分も多く出している計算になります。このままでは将来のごみの適正処理が危ぶまれます。



Point 2 ごみ処理には多くの 経費がかかっています。

ごみの処理には、年間約15億円の経費がかかっています（施設の建設費などは除く）。1人当たりになると、年間1万2,000円～1万3,000円程度になります。

また、近い将来予想されるごみ処理施設の更新には、巨額の費用がかかります。今、ごみを減らしコンパクトな施設にしていけることが、将来のごみ処理経費の削減につながります。





どうなるの？ ごみ処理の有料化



○いくら必要になるの？

次の手数料が必要となります。

▶清掃センター・最終処分場に直接搬入するごみ

50kgまで 500円（手数料券が必要です）
50kgを超えるときは、10kgごとに 100円
家庭系ごみ・事業系ごみともに同じです。

▶大型ごみの戸別収集（電話申し込み）

1点につき 200円（手数料シールが必要です）
家庭系ごみのみ対象です。

○手数料はどうやって払うの？

直接搬入の手数料は、施設にごみを搬入する前に手数料券を市の指定する取扱所で事前に購入することで手数料の支払いとなります。ただし、直接搬入したごみが 50kg を超えた場合は、超過料金を施設出口にて追加で現金で支払うこととなります。

大型ごみの戸別収集の手数料は、市が回収に行く前に手数料シールを市の指定する取扱所で事前に購入することで手数料の支払いとなります。

○手数料券を買わずにごみを施設に持って行くとうなるの？

手数料券がなければ、施設でごみを捨てることができませんので、手数料券の取扱所にて手数料券を購入後に、再度施設受付に並び直すこととなります。
※清掃センターなどの施設では、手数料券は購入できません。

※手数料券には、搬入届出書が一体となっていますので、事前に記載しておくことでスムーズに受付を済ませることができます。届出書は、事前記載をお願いします。

○大型ごみの回収を 9 月までに申し込んだけれど、回収は 10 月以降になると言われました。これは有料化の対象となるの？

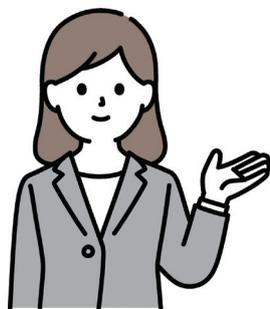
はい、手数料が必要な有料化の対象となります。ごみの減量を目的とした有料化ですので、10 月以降に回収となる大型ごみは、申し込みの時期にかかわらず有料となります。

清掃センターの渋滞状況をライブ配信で確認できます！

10月の有料化に向け、これから特に、清掃センターに直接ごみを搬入する車両の増加が予想されます。

渋滞時には交通警備を配置するなど、安全に搬入できるように対応していきませんが、清掃センターのホームページにおいて、渋滞状況をライブ配信で確認することができます。

また、清掃センター入り口の看板で、待ち時間を確認することができます。混雑が少ない時間帯を選び、搬入していただくようお願いします。



渋滞状況ライブ配信はこちら→



清掃センターへの登り口に設置している渋滞表示看板

手数料券・手数料シール取扱所について

手数料券・手数料シールの取扱所は、決定次第、ホームページなどでお知らせします。